

松阪市指定管理者審査選定委員会における審査選定結果の報告について

指定管理者の候補者について審査を行った結果、次のとおり選定を行った。
指定管理者は議会の承認を得た後に正式決定となる。

1. 対象施設等

施設名称 ワークセンター松阪
指定予定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

2. 申請者数

公募の結果、1者からの申請があった。

3. 審査選定過程

松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に基づき、5名の審査選定委員による審査を実施した。

4. 審査選定委員会の開催日

第1回審査選定委員会 令和4年7月15日（金） 募集要項、仕様書、審査選定基準等の審議
第2回審査選定委員会 令和4年10月11日（火） 申請者のプレゼンテーション及び審査選定

5. 審査選定方法

第1回審査選定委員会で定めた松阪指定管理者選定評価表に基づき、第2回審査選定委員会において、指定管理者指定申請書、事業計画書等の審査選定を行った。申請者の総合得点は、審査選定委員1人の持ち点を100点、5人を合計した500点満点とした。総合得点が満点の60%である300点以上、かつ、総合得点が一番高い申請者を指定管理者の候補者とすることとした。

6. 審査選定結果

指定管理者の候補者 公益財団法人 松阪市勤労者サービスセンター 395点/500点

項目	配点	公益財団法人 松阪市勤労者サービスセンター
団体の理念について	50	48
管理・運営方針について	25	22
来館者等への対応について	25	19
貸館稼働率及び貸館収入向上等の取組みについて	75	57
ワークセンター松阪事業の取組みについて	50	38
自主事業の取組みについて	50	42
団体の経営状態	50	46
類似施設等の業務実績	25	23
管理運営体制等	50	36
安全対策等について	25	17
収支予算書について	25	17
指定管理料について	50	30
【総合得点】	500	395(79%)

以上の結果、総合得点が300点を上回っており、運営方針、事業計画が施設の目的に合致し、今後においても適切な管理運営が期待できるものとして「公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター」が、「ワークセンター松阪」の指定管理者の候補者として適当であると判断した。

※審査選定委員会におけるその他意見等

- (1) 市の委託事業として30年間運営してきた実績は大いに評価する。
- (2) 指定管理者として安定的な施設運営・利用の拡大を期待する。
- (3) 利用率向上につながるよう、利用者の声を聴くとともに、SNS等のデジタルを活用した周知啓発等、時代環境の変化に対応することを期待する。
- (4) 実施するワークセンター松阪事業（講座、イベント、就労支援）においては、施設目的に応じたワークセンター松阪の特色を活かした講座を実施し、就業力向上につながる学び直し講座の新設なども期待する。

7. 審査選定委員

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高田短期大学キャリア育成学科 教授	中畑 裕之
副委員長	東海税理士会 松阪支部 税理士	岩尾 絹恵
委員	皇學館大学 現代日本社会学部 教授	笠原 正嗣
	三十三総研 調査部長 主席研究員	別府 孝文
	松阪北部商工会 事務局長	永崎 剛正